

令和 6 年 第 12 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 6 年 12 月 19 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員会
出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）新家事務局次長、花岡主幹、赤田係長、清瀬係長、澤埜事務職員

（中井委員長）

ただいまより、第 12 回選挙管理委員会を開催いたします。

今日の案件は 3 つあります。案件 1 は、指定都市選挙管理委員会連合会事務局長会議及び委員長会議についての報告です。案件 2 は、選挙人名簿の定時登録についての報告です。案件 3 は、その他となっております。

それでは、案件 1 の報告をお願いします。

（新家事務局次長）

はい。それでは案件 1 について報告いたします。

まずは事務局長会議について、本市からは小須田事務局長と事務職員の山口が出席いたしました。

2 ページをご覧ください。日程につきまして、令和 6 年 11 月 11 日に会議、12 日には研修会がございました。

会議の次第は 3 ページに記載の通りでございます。

提出議題ですが、6 番の「令和 7 年度指定都市選挙管理委員会連合会関係事業等について」ということで、詳細は 4 ページの資料 2 に記載されております。

まず、令和 7 年度の会議、経費等につきまして、春先に開催予定の通常会議は名古屋市、委員長会議は横浜市、役員会議は京都市、事務局長会議は神戸市、京都市で開催されます。

(2) の分担金につきましては、連合会 1 市あたり 15 万円でございます。

令和 7 年度の役員市は、会長市が京都市、副会長市が千葉市、横浜市、監事市がさいたま市となります。

報告案件として、横浜市より「要介護認定を受けている方及び障害のある方の投票状況調査」についての発表がございました。

5 ページから 12 ページに、調査概要等、それぞれの要介護度や障害のある方の等級程度別ごとの投票率を掲載しております。

13 ページに調査結果を踏まえた分析を記載しております。

(1) の要介護認定を受けている方について、要介護度 3 より介護度が上がってくると、施設入所の方が多くなってきますので、入所先での投票の割合が多くなっております。

(2)の知的障害のある方について、重度の方は身体障害との重複がある方も多いため、投票率は低い傾向にあります。中度の方も若い層であれば、付き添いなどの親のサポートもあるので行きやすいですが、8050 問題など親の高齢化でサポートが届きにくくなってくるので、年齢が進むにしたがって投票率が低くなる傾向にあります。

(3)の身体障害のある方について、軽度の方は全体の有権者の投票率と大きな差はございません。障害の部位にもよりますが、程度が上がる、いわゆる重度に近いほど移動が厳しくなるため投票率が下がってくるという傾向にあります。

(4)の精神障害のある方について、1 級は周囲のサポートがないと、自立で生活すること自体が厳しいため、低投票率になっております。2 級、3 級は支援があれば、投票所への移動にはさほど影響はないと考えられております。

14 ページをご覧ください。先程の分析を受けた今後の取組について記載されております。

(1)は当日投票所、期日前投票所における投票環境向上の取組、(2)の期日前投票所の設置場所につきましては、商業施設等をプラスすることや、郵便投票等の拡充が挙げられております。

12 日の研修会は、SNS での発信について各市がどのようなことに取り組んでいるかという発表があり、本市では広報課のアカウントを利用し、選挙期日等のインフォメーション的な発信を中心に行っております。

他市では、事務局がアカウントを持ち、日記のような発信を行っている等の取組がありましたが、フォロワーの獲得が課題となっております。

以上が事務局長会議の報告でございます。

引き続きまして、12 月 9 日に開催された委員長会議についてでございます。

資料の 15 ページが表紙になっておりまして、日程については 16 ページに記載のとおりでございます。

本市からは星原委員長代理と小須田事務局長が出席いたしました。

会議の次第は 17 ページに記載のとおりでございます。

提出議題でございますが、4 番にありますように、「令和 7 年度役員候補市の推薦について」ということで、詳細は 18 ページに記載のとおりでございます。

本案件については、事務局長会議で候補市として挙がっていた、会長市が京都市、副会長市が千葉市・横浜市、監事市がさいたま市で決定しました。

次に報告事項でございますが、17 ページにありますように、(1)「令和 6 年度公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望行動の結果について」と、(2)「令和 8 年度公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望担当市について」の 2 件がございました。

(1)に関連する項目が 19 ページから 21 ページの別紙 1 でございます。

(2)の要望担当市が 22 ページに記載のとおりとなります。令和 8 年度の法改正要望担当市が、令和 8 年度の会長市である横浜市、令和 7 年度（秋）の主管課長・係長研究会議開催市である相模原市となっております。

委員長会議終了後、「最近の選挙制度めぐる諸情勢について」ということで、総務省選挙部長から講演がありました。

講演終了後の意見交換では、兵庫県知事選挙での SNS や東京都知事選挙でのポスター掲示などについて、総務省の所見を伺いたいといった質問がありました。

事務局長会議と委員長会議の報告については以上のとおりとさせていただきます。

(中井委員長)

案件 1 の報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

事務局長会議について、横浜市より障害をお持ちの方達の投票状況についての報告をいただいておりますが、本市の状況はどうなっていますか。

(新家事務局次長)

本市では調査を行っておりません。

ただ、横浜市と同じような傾向だと思います。

(中井委員長)

分かりました。

他に質問がないようですので、ただいまの報告を了といたします。

次に、案件 2 の報告をお願いします。

(赤田係長)

はい。それでは案件 2 について報告いたします。

令和 6 年 12 月 1 日基準日における選挙人名簿の定時登録の件でございます。

23 ページをご覧ください。「1 登録」合計欄にありますように、今回の登録者数は 3,680 人で、内訳として 18 歳到達者が 738 人、転入者が 2,942 人でございます。結果として「2 登録者総数」の登録者総数は、678,970 人でございます。

24 ページをご覧ください。上の表は、各区の選挙人名簿登録者数を示しています。その表の左下太枠部分 679,410 人が令和 6 年 10 月 17 日の登録者総数で、右端の太枠部分が 12 月 1 日の登録者総数 678,970 人ですので、今回 440 人、減少しています。

下の表は、各区の在外選挙人名簿の登録者数でございます。左下の太枠部分 356 人が令和 6 年 10 月 17 日の登録者総数で、右端の太枠部分が 12 月 1 日の登録者総数 354 人ですので、

今回 2 人減少しています。

25 ページから 28 ページに、「区毎・投票区別選挙人名簿登録者数一覧表」を掲載しています。

29 ページをご覧ください。この表は「各区投票区の状況」を登録者の規模別に分類したものでございます。最小 761 人とあるのは美原区第 11 投票区である丹上公民館で、最多の 12,375 人とあるのは中区第 8 投票区である東百舌鳥小学校でございます。

30 ページをご覧ください。12 月 1 日基準日の登録者総数に基づく告示でございます。

条例制定改廃直接請求の必要数を示す 50 分の 1 は、13,580 人でございます。

市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求の必要数を示す 6 分の 1 は、113,162 人でございます。

議会解散・市長等の解職に係る請求の必要数は、179,829 人でございます。

最後に、31 ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数で、各区の登録者数の 3 分の 1 の数を示しています。

報告は以上です。

(中井委員長)

案件 2 の報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それではただいまの報告を了といたします。

案件 3 のその他案件はありますか。

(新家事務局次長)

報告案件がございます。

まず 1 つ目に、皆様にお配りしている議員欠員通知についてです。

統一地方選挙で当選された北区選出の林原議員が 12 月 4 日付で辞職されました。堺市議会議長より議員欠員通知を受けております。

補欠選挙については、定数が 9 人ですので、不足数が 6 分の 1 以上に達していないため行いません。

2 つ目に、総務財政委員会で 3 名の議員から質問がございましたのでご報告いたします。

1 人目が大西議員です。

発言要旨としましては、1 つ目に、投票率向上の取組として情報発信や啓発活動が行われているが、投票率は向上していない。市民の政治関心を高め、投票しやすい環境を整える必

要があり、有権者からは投票しやすい環境作りの要望が多い、というものです。

2つ目に、商業施設への期日前投票所の設置について、市長選挙のときに南区のビッグアイに増設期日前投票所を設けましたが、商業施設には設置されていないが、商業施設は投票率向上に寄与するのではないか。イオングループでは全国 145 か所に期日前投票所を設置しておりますので、堺市内のイオンモールでの試験的な設置を提案されております。

3つ目に、障害者及び高齢者の投票環境整備について、臨時的なスロープ設置ではなく、恒久的な対策を求める、というものです。

点字器、車椅子、コミュニケーションボードを投票所に配置しているのは、よくやってくれているということで感謝していただいております。また、視覚障害者向けの投票用紙記入補助具が他市で導入されておまして、そちらの導入を提案されております。

郵便投票については、要介護 5 でないと利用できない点に対する改善を求めておられました。

4つ目に、電子投票の導入について、四条畷市長選挙と市議会議員の補欠選挙を参考に導入を進めてほしいと要望されておりました。

次に、選挙管理委員会事務局側の答弁内容についてです。

期日前投票所の増設につきましては、期日前投票所の利用者数が増えているため検討しております。ただ、増設するには会場確保や人員体制の整備が必要です。今回の衆議院議員総選挙のように急な選挙については確保が難しいですが、任期満了についての選挙については計画的に考えられるため、検討させていただくということを答弁しました。

投票用紙の記入補助具については、取り組ませていただくと答弁しました。

電子投票の導入については、四条畷市の結果を見て検討しますが、統一地方選挙で堺市議もしくは市長選挙が同時になるかもしれないというような状況で、府知事・府議が自書式、市長・市議が電子ということになると有権者が混乱するのではないか、ということを懸念材料として答弁いたしました。

2人目が藤本憲議員です。

発言要旨としましては、1つ目に、今回の衆議院議員総選挙の選挙事務の問題ということで、期日前投票が始まって投票所入場整理券が届かない問題が発生しており、市民から多くの苦情が寄せられたため、投票所入場整理券の遅延理由を教えてほしいとのことでした。また、急な選挙で混乱が生じたことを指摘したいとおっしゃっていました。

2つ目に、投票終了時間の繰上問題ということで、全国の投票所の約 39%で投票終了時間が繰り上げられており、高齢化や投票立会人の確保困難や経費削減が理由と聞いているが、本市での投票終了時間の繰り上げは可能性としてあるのか、というご質問でした。

次に、選挙管理委員会事務局側の答弁内容についてです。

選挙事務の問題として投票所入場整理券の配布遅延は実際にありました。原因としては、準備期間が非常に短かったため、配布が遅れたものでございます。たしかに、投票所入場整理券が届いていないという有権者からの問い合わせはいただいていたという事情は答弁し

ました。

また、投票終了時間の繰り上げ問題として、投票機会を制限する可能性があるため、これは慎重な判断が必要だと考えており、現在、本市では繰り上げるような理由がないと思われるため、繰り上げは行わないと答弁しました。

3人目が藤井議員です。

発言要旨としましては、1つ目に、今回の衆議院議員総選挙を踏まえて、選挙運営の課題としてどんなものがあつたのか、というご質問です。衆議院議員総選挙は非常にタイトなスケジュールで行われ、投票所入場整理券の配布が遅延したということと、期日前投票所の混雑が発生し、特に後半は非常に混雑していた、というものです。

2つ目に、期日前投票所の増設について商業施設への設置を提案されておりました。

3つ目に、選挙事務終了後の物品回収について、回収が遅れると地域活動や学校の授業に影響が出るため、迅速な回収を要望されております。

また、大学生の投票率向上には、住民票の移動促進が課題となっており、家庭や学校行政が連携して取り組むことが重要である、というご発言でございました。

次に、選挙管理委員会事務局側の答弁内容についてです。

選挙運営の課題として、投票所入場整理券の配布が遅延したということと、準備期間が非常に短いため、どうしても配布が遅れてしまい、有権者から多くの問い合わせがあつたということを答弁しました。

期日前投票所の増設につきましては、たしかに期日前投票所の利用者数が増加しているが、会場の確保や人員体制に課題があります。また、なぜ人員体制が整う必要があるのかというご質問については、投票用紙の交付や本人確認、投票箱への投函などの手続きの理解や投票所の秩序保持、投票の秘密の確保、選挙人名簿の登録条件や手続の理解など、有権者の方に説明ができる人員が必要であり、研修や意見交換を通じて人材育成を図っていきたい、と答弁しました。

選挙事務終了後の物品回収でございますが、開票所の物品は翌日の未明までには回収しております。ただ、投票所の物品につきましては、学校施設や民間施設の物品は約2週間の幅で回収させていただいているという答弁をさせていただいております。

以上でございます。

(中井委員長)

総務財政委員会についての報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

議会で取り上げられていることでもありますし、またその内容を受けて、費用対効果のことも含めてできる範疇のことであれば、取り組んでください。

他に案件はありませんか。

(新家事務局次長)

特にございません。

(中井委員長)

私がお聞きしたいのは、親子連れ投票についてです。選挙管理委員会だけではできません。教育委員会と協力して実施するため、打ち合わせはしていただいていますか。

(新家事務局次長)

教育委員会との打ち合わせは行っておりません。ただ、区民祭りでブースを出展した際に親子連れ投票の啓発活動しております。出前授業についても、次年度に向けて、教育委員会や各学校と打ち合わせしながら進めさせていただこうと考えております。

(中井委員長)

それらのことはもちろん進めてほしいですが、親子連れ投票は1回2回ではなく、10年20年かけて取り組むべきです。子どもの年代のときに、親と一緒に投票所へ足を運ぶという経験を積み重ねることで、選挙となれば投票には行かなければならない、という思考になっていただけたらありがたいです。選挙管理委員会として何度も話をしております。教育委員会と準備をしっかりと進めてください。

具体的に取り組んでいただいて、その結果の報告を聞かせてください。

(新家事務局次長)

分かりました。

(中井委員長)

では、これをもちまして、第12回選挙管理委員会を閉会いたします。